

環境事業団平成15年度環境物品等の調達実績の概要

日本環境安全事業株式会社

1. 平成15年度の経緯

平成15年度については、以下のとおり環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

平成15年4月 1日 環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定・公表
平成16年2月27日 環境事業団北九州事業所その他計9ヶ所の事業所・建設事務所に取りまとめを指示

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表1、公共工事については別表2のとおりである。

①目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により118品目について目標設定。これらの目標達成状況は以下のとおり。

- イ 78品目については、目標値を達成した。
- ロ 35品目については、調達を行わなかった。
- ハ 5品目については、目標値を下回る結果となった。

②判断の基準を満足しない物品等

（文具類）

○品目 ペンスタンド

○判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

豊田事業所において事務所立ち上げ時に緊急に購入する際、判断の基準に示す「プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが重量の40%以上使用されていること」に該当する製品を入手できなかった。

○品目 デスクマット

○判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

北海道事業所において、購入時、判断の基準に示す「プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが重量の40%以上使用されていること」に該当する製品が利用カタログになかったため入手できなかった。

（自動車等）

○品目 一般公用車

○判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

判断の基準に示す「低排出ガス車認定実施要領の基準に適合し、かつ表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車」に該当する製品が特殊契約期間（リース）であったため入手できなかった。

(制服・作業服)

○品目 制服

○判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

豊田事業所において事務所立ち上げ時に緊急に購入する際、判断の基準に示す「ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。」に該当する製品を入手できなかった。

○品目 作業服

○判断の基準を満足する物品等が調達できなかった理由

豊田事業所において事務所立ち上げ時に緊急に購入する際、判断の基準に示す「ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。」に該当する製品を入手できなかった。

③判断の基準を満足しない役務

○品目 印刷

○判断の基準を満足する役務が調達できなかった理由

本部において、組織承継にかかる挨拶状を緊急に作成する際、判断の基準に示す「古紙配合率70%以上であること。」に該当する製品を入手できなかった。

④判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

(紙類)

○品目 インクジェットカラープリンター用塗工紙

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

判断の基準に示す「古紙配合率が70%以上であること」に対して、古紙配合率100%の製品を調達した。

○品目 ジアゾ感光紙

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

判断の基準に示す「古紙配合率が70%以上であること」に対して、古紙配合率100%の製品を調達した。

(文具類)

○品目 シヤープペンシル、スタンプ台、定規、粘着テープ、のり（液状）、ファイル

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

プラスチック材料にかかる判断の基準に示す「再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること」に対して、再生材使用率100%の製品を調達した。

○品目 消しゴム

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

判断の基準に示す「紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること」に対して、スリーブが古紙配合率100%の製品を調達した。

○品目 ファイル、事務用封筒

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

判断の基準に示す「紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上である

こと」に対して、古紙配合率１００％の製品を調達した。

○品目 ノート

○判断の基準より高い基準を満足する物品の調達内容

ノートにかかる判断の基準に示す「古紙配合率７０％以上であること」に対して、古紙配合率８０％～１００％の製品を調達した。

３．特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

トナーカートリッジについては、調達方針において定めた「再生トナーカートリッジを９０％以上調達する」に対して、１５６本調達したうち１２６本は再生プラスチックの容器を調達（再生品使用率８０．７％）。目標に若干達しなかったことについては、再生トナーカートリッジ利用が多い場合機械の不具合がしやすいとの指摘を受けたことから、積極的な調達としなかったもの。

他の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。

４．その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境事業団にグリーン調達推進本部を設けており、調達方針は本部、北海道事業所、豊田事業所、大阪事業所、北九州事業所、山形建設事務所、富士建設事務所、富山建設事務所、芦屋建設事務所及び和歌山建設事務所を対象とした。

また、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するように働きかけるとともに、納入の際の包装も簡易なものとするよう働きかけた。

５．平成１５年度調達実績に関する評価

平成１５年度の調達の状況等は上記のとおりであり、調達８３品目中７８品目（９４％）において調達目標を達成（１４年度は８２品目中７６品目で目標達成（９２％））した。しかし、文具類、印刷及び作業服などの一部の品目については、緊急に調達する必要のため基準を満たしていないものを発注したことがあった。

平成１６年度以降の調達においては、環境事業団は独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社に承継されたことから、それぞれの機関においてグリーン調達意識の徹底をはかるとともに、調達先業者等への一層の周知を行うことにより改善をはかりたい。